

旭川市次期一般廃棄物最終処分場建設候補地公募要領

1 目的

旭川市次期一般廃棄物最終処分場（以下「新処分場」という。）の整備事業について、土地所有者や地域住民の理解を得ながら円滑な推進を図るため、建設候補地の公募を行うこととし、その必要な事項を定める。

2 新処分場の概要

- (1) 施設概要 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定による一般廃棄物最終処分場
- (2) 必要面積 100,000 m²以上 200,000 m²以下
- (3) 埋立容量 約 640,000 m³（最大）
- (4) 構造形式 オープン型※
※構造形式は、建設候補地の形状、地質等を考慮し最終的に決定する。
- (5) 埋立期間 令和12年4月1日から令和27年3月31日までの15年間（予定）
- (6) 埋立対象物 焼却灰、燃やせないごみ、粗大ごみ、不燃残さ等

3 応募地要件

次に掲げる全ての要件を満たすこと。

- (1) 旭川市内に位置し、面積が100,000 m²以上 200,000 m²以下の一体の土地であること。ただし、次の区域等は除く。
 - ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定による市街化区域
 - イ 森林法（昭和26年法律第249号）の規定による国有林及び保安林
 - ウ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定による史跡、名勝及び天然記念物の指定区域
 - エ 河川法（昭和39年法律第167号）の規定による河川区域
 - オ 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の規定による宅地造成工事規制区域
 - カ 土砂災害ハザードマップによる土砂災害警戒区域等
 - キ 洪水ハザードマップによる規制区域、雪崩危険箇所及び飲料水源への影響のおそれのある上流域
 - ク 既に高度で代替のない土地利用がなされている区域
 - ケ 環境緑地保護地区等
- (2) 旭川市暴力団排除条例（平成26年旭川市条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び第7条に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団等」という。）が所有する土地でないこと。
- (3) 公募期間の初日以降に、暴力団等から所有権が移転された土地でないこと。
- (4) 新処分場としての土地の利用及び売却について、応募地の全ての土地所有者の同意を得ていること、又はその見込みがあること。
- (5) 新処分場の建設候補地として応募することについて、応募地の位置する町内会及び市民委員会に対し、その旨を伝えていること。

4 応募者資格

建設候補地の応募ができる者は、次に掲げるいずれかとする。

- (1) 応募地の全部又は一部の土地所有者（個人，法人は問わない。土地所有者が複数の場合は，その代表者とする。）
- (2) 応募地の位置する町内会又は市民委員会の長（応募地が複数の町内会等にまたがる場合は，その全ての長とする。※連名による応募とする。）

5 応募方法

応募申請は，次に掲げる書類を持参又は郵送で提出することにより行うこととする。

- (1) 旭川市一般廃棄物最終処分場建設候補地応募申請書（様式1）
- (2) 土地所有者に係る同意状況表（様式2）
- (3) 応募地が位置する市民委員会及び町内会への応募意向伝達状況表（様式3）
- (4) 誓約書（様式4）
- (5) 位置図（縮尺 1/5000 程度で応募地の位置が確認できるもの。任意様式）及び現況写真（敷地全景，複数枚可）
- (6) 登記事項証明書及び公図（地積測量図）の写し

6 公募期間

令和3年10月11日（月）から令和3年12月29日（水）までとする。

持参の場合は，土曜日，日曜日及び祝日を除く午前8時45分から午後5時15分まで，郵送の場合は，公募期限（令和3年12月29日）必着とする。

7 提出・問合せ先

〒070-8525 旭川市6条通9丁目 旭川市役所総合庁舎8階 旭川市環境部清掃施設整備課
電話番号 0166-25-9751

電子メールアドレス seisoseibi@city.asahikawa.lg.jp

8 建設候補地の選定等

- (1) 申請のあった応募地について，廃棄物処理施設整備に係る調整会議（両副市長，関係部局の長で構成）において，次の手順及び方法により順位付けを行い，最高位となった応募地を建設候補地として選定する。

ア 応募内容が本要領で定める内容と適合するか否かを確認する。

イ 温室効果ガス，生活環境，自然環境，建設維持管理，法令規制，環境教育・跡地利用及び用地の項目について，別に定める評価方法により応募地ごとの定量的な評価を行い一定の基準（別に示す選定フローの選定段階2の基準）を満たすか否かを確認する。

ウ 上記の基準を満たした応募地について，定性的な事項（事業の実現性，実施の難易度，関連する計画・施策との整合等）を評価（以下「定性評価」という。）し，順位付けを行う。

なお，定性評価において，新処分場の建設候補地には適さないと判断した応募地については，順位付けの対象としない。

- (2) 市は，前項の順位付けを行ったときは，応募者全員に対し，当該応募者の応募地の順位

(前項イの確認の結果、一定の基準を満たさず順位が付かなかった応募地及び前項ウの順位付けの対象としなかった応募地については、その旨と理由)を文書により通知するとともに、公募の結果を公表する。

公表する内容は、応募地の住所、面積及び順位(順位が付かなかった応募地については、その旨と理由)とし、その方法は、市のホームページへの掲載とする。

また、公表時期については、令和4年2月(予定)とする。

- (3) 市は、建設候補地として選定した応募地の応募者、土地所有者及び応募地の位置する町内会や市民委員会(以下「応募者等」という。)と、新処分場の整備に向けて協議を行う。

なお、市は、応募者等との協議において、本事業に同意を得ることができず、事業進捗の見込みがないと判断したときは、協議を取り止め、建設候補地の選定を取り消すこととする。この場合、次位の応募地を建設候補地として新たに選定することができることとする。

9 留意事項等

- (1) 応募地の面積にかかわらず、市は基本計画で決定した新処分場整備に必要な面積を取得するものとする。

また、用地の売買価格については、不動産の客観的価値となる不動産鑑定評価額をもとに、適正に算出することとする。

- (2) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)の規定による農用地、民法(明治29年法律第89号)の規定による地上権の設定がされた土地など、新処分場の整備に当たり一定の整理や手続を要する土地については、定性評価の結果、順位付けの対象としない(建設候補地として選定しない)場合がある。

- (3) 提出された応募申請書等に虚偽の記載があることが判明したときは、当該応募については、無効とする。また、応募地の順位付け後に虚偽が判明したときは、当該応募を無効とし、それ以降の応募地の順位を繰り上げることとする。

- (4) 応募を取り下げるときは、応募取下げ書(様式5)に必要な事項を記入の上、提出すること。なお、8 建設候補地の選定等(2)の公募結果の公表後は、取り下げることができない。

- (5) 応募申請書等は、本要領で定める目的以外に使用しない。また、提出された応募申請書等については、原則、返却しない。

- (6) 応募に要する経費は、全て応募者の負担とする。

10 整備スケジュール

R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9~R11年度	R12年度	
候補地選定、 地域協議		基本計画			設計		建設工事	新処分場 稼働開始